

令和5・6年度物品購入等の入札参加 資格審査申請の受付を行います

物品の購入または役務の提供などに係る入札に参加を希望される方は、市ホームページ（12月中旬以降掲載予定）より「物品購入等の指名競争入札参加資格申請について」の作成要領をご確認のうえ、申請をしてください。なお今回より従来の紙による申請に加え、「電子申請サービス」による電子申請も可能となりますので、ぜひご利用ください。

添付書類に必要な納税証明書（国税分）は、e-Taxを使ったオンライン請求がご利用できます。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

▼受付期間（土・日・祝日は除く）

令和5年1月4日から1月31日まで

◎受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
（持参で提出する場合）

▼提出場所（郵送、持参で提出する場合）

市建設管理課（市役所4階）

▼資格の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで



【お問い合わせ先】

市建設管理課（市役所4階）

☎32・2121 / FAX33・1559

Mail:kensetsukanri@city.komatsushima.i-tokushima.jp

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金のお知らせ

申請期限は、令和5年1月31日(火)までです。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月の間に家計急変のあった世帯を支援する給付金です。価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、**1世帯当たり5万円**を支給します。

支給対象世帯（①および②のいずれかの世帯）

①住民税非課税世帯

対象となる方には、確認書を送付していますので、同封の返信用封筒にてご返送ください。

②家計急変世帯

上記の①住民税非課税世帯以外の方で、予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯が対象となります。給付金を受け取るには申請が必要です。申請方法等、詳細はホームページをご覧ください。下記担当までお問い合わせください。

お問い合わせ先

◎市価格高騰緊急支援給付金担当
☎38・7007 / FAX32・3738
Mail:kyufukin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

◎内閣府コールセンター
☎0120・526・145



徳島東部都市計画に関する 変更(案)について

「徳島東部都市計画区域マスタープランの変更（県決定）」、「区域区分の変更（県決定）」および「用途地域の変更（小松島市決定）」の(案)について、縦覧を行います。

当(案)にご意見のある方は、意見書を提出いただきますようお願いいたします。

【案の縦覧】

期間 12月2日(金)から12月16日(金)まで
(土、日は除く)
午前8時30分から午後5時15分まで

場所 小松島市まちづくり推進課
(〒773-8501 小松島市横須町1番1号)
徳島県都市計画課
(〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地)

【意見書の提出】

住民および利害関係人の方は、縦覧期間中に、案について意見書を提出いただくことができます。

【提出先】

(小松島市決定) 市まちづくり推進課
(県決定) 徳島県都市計画課

【お問い合わせ先】

市まちづくり推進課 ☎32・3957 または
徳島県都市計画課 ☎088・621・2566 まで